事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	２６－28．その他協議が必要な事業	協議細目	除雪対策
調整方針	除雪対策については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、今後の除雪計画については民間委託を基本に、地域の実情を考慮しながら効率的な除雪体制を整備し、冬期の道路交通の安全性を確保するものとする。なお、豪雪地域における除雪対策については、市民生活の安全を確保するため特に配慮するものとする。		

項目	参考資料		
	洞戸村	板取村	武儀町
除雪目的	積雪時における交通の確保を図る。 出勤、通学時間前までに、除雪を終了させる。	国道・県道・村道の冬期の道路交通を確保し、住民が安心してくらせるようにするため。	県道・町道の冬期の道路交通を確保し、住民が安心してくらせるようにするため。
出動基準	既に１０㎝以上の積雪がある場合に出動する。ただし、１０㎝に満たない場合でも、降雪が続きそれ以上になると思われる場合は担当班長判断のもと出動する。	基本的には、県の設置した雪センサーの指令により出動する。ただし、雪センサーの指令がなくても降雪が続くと思われる場合は、板取村建設業協会長の判断により出動する。	積雪１０㎝以上の場合に対応する。
連絡体制	観測者は宿直者とする。 観測者は、午前４時に積雪の有無を確認し、４時３０分までに出動できるよう各班員に連絡する。	板取建設業協会長より役場へ連絡が入る。 宿直者は、当番職員に連絡をする。午前４時には作業ができるようにする。	委託業者の判断のもと作業体制を整える。
出動体制	作業員２７人を５班に分け、１２月１日早朝から３月３１日まで順番に出動する。	男子職員２８名を５班に分け、当番日を決めて出動する。	職員による除雪体制はない。 県道・町道・公共施設は、業者委託している。
歩道の除雪	シルバー人材センターに委託している。	業者に委託している。（３社）	特に定めなし。
融雪剤等の散布	国道・県道及び主要村道において路面凍結の恐れがある場合、村内業者（３社）に委託している。 村内の凍結危険個所に融雪剤を配置し、地元住民が散布する。	国道・県道については、県から業者委託されている。村道等については、融雪剤の要望があれば配布し、地元住民が散布する。	県道・町道については業者委託している。 町内の危険個所については、要望により凍結防止剤を地元区長等に配布し、住民が散布する。

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　目	参　考　資　料		
	上之保村	武芸川町	
除雪目的	県道・村道の冬期の道路交通を確保し、住民が安心してくらせるようにするため。	国道・県道・町道の冬期の道路交通を確保し、住民が安心してくらせるようにするため。	
出動基準	積雪１０㎝以上の場合に対応する。	積雪１０㎝以上の場合に対応する。	
連絡体制	委託業者の判断のもと作業体制を整える。	観測者は宿直者とする。 観測者は５時３０分までに、状況を判断し班員に連絡する。	
出動体制	職員による除雪体制はない。 県道・村道・公共施設は、業者委託している。	国道・県道・町道については、業者委託している。 公共施設は、職員により４班体制(１班に２名)で実施している。	
歩道の除雪	特に定めなし。	特に定めなし。	
融雪剤等の散布	県道については業者委託している。 村内の危険個所については、要望により凍結防止剤を地元区長等に配布し、住民が散布する。	国道・県道は業者委託している。 町道は、職員により４班体制（１班に９名）で実施している。 危険個所等は、融雪剤を配置し、地元住民が散布する。	

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　目					
除雪対策	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
出動基準	積雪１０cm以上	積雪１０cm以上	積雪１０cm以上	積雪１０cm以上	積雪１０cm以上
除雪体制　国・県道 市町村道 公共施設	業者委託 直営及び業者委託 直営（一部業者委託）	業者委託 直営及び業者委託 直営	業者委託 業者委託 業者委託	業者委託 業者委託 業者委託	業者委託 業者委託 直営
職員による除雪体制 資格取得	５班体制 １班に５名～６名 総数２７名 （内女性職員５名） 大型特殊免許取得 作業免許取得	５班体制 １班に５名～６名 総数２８名 大型特殊免許取得 作業免許取得			４班体制 １班に２名 大型特殊免許取得 作業免許取得
市町村有除雪車両保有台数	トラクターショベル(小)　1 トラクターショベル(大)　1 普通特殊（４駆）　1 普通貨物（４駆）　1 小型除雪車　2	グレーダー　1 トラクターショベル　4 小型除雪車　8			トラクターショベル　1
雪センサー等の設置		積雪センサー　２箇所 凍結センサー　２箇所 消雪パイプ　２箇所			
歩道の除雪	シルバー人材センター	業者委託（３社）			
融雪剤等の散布	業者委託（３社） 地元住民（危険個所）	業者委託 地元住民（危険個所）	業者委託（５社） 地元住民（危険個所）	業者委託 地元住民（危険個所）	業者委託 地元住民（危険個所） 職員４班　１班に９名
除雪経費（Ｈ１４）	除雪手当　189 千円 車両維持費　1,541 業者委託　2,079 その他　487 計　4,296	除雪手当　379 千円 車両維持費　3,820 業者委託　2,080 その他　5,668 計　11,947	千円 融雪剤　196 業者委託　1,111 計　1,307	除雪手当　70 千円 報償費　75 凍結防止剤　347 滑り止め用砂　73 計　565	千円 車両維持費　117 業者委託　2,299 その他　120 計　2,536
委託業者	村内業者　６社 個人　５名	村内業者　７社	町内業者　１０社	村内業者　５社	町内業者　８社

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　目	参　考　資　料
先進事例	「飛騨地域合併協議会」 平成１７年２月、３月の除雪対策については、現在の市町村除雪計画に基づき対応することとし、次の事項を基本として平成１７年秋までに新市全体の除雪計画を策定する。 １．除雪路線　現在市町村が計画に基づき実施している除雪路線とする。 ２．出動基準　全て道路１０㎝、歩道１０㎝とする。 ３．実施方法　原則民間委託とし、直営により対応する内容については別途調整する。 「飛騨市」 現行のとおり新市に引き継ぎ、出動基準については神岡町の例による。